

## <社会教育法改正に関するQ&A>

問1 今回の社会教育法の改正は、どのような狙いがあるのでしょうか。

答1 地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総がかりでの教育を実現するため、「地域学校協働活動」を法律で位置づけ、教育委員会における実施体制の整備や「地域学校協働活動推進員」の委嘱について定めることで、「地域学校協働活動」を円滑かつ効果的に実施することを通じ、学校運営の改善にも資することが目指されています。

### 【第5条第2項関係】

問2 「地域住民その他の関係者」には、どのような方が含まれるのでしょうか。

答2 地域の高齢者、成人、PTA 関係者やその経験者、退職教職員、教員を志望する学生や、社会教育団体、社会福祉関係機関、企業、NPO 等の関係者など、学校に関心を有する方が幅広く含まれます。学校が所在する地域にお住まいの場合が多いと思われませんが、居住地に制限はありません。

問3 「協働」とは、どのような意味でしょうか。

答3 地域住民等が、学校を一方向的に支援するのではなく、子供の成長を支えるという同じ目的のために、パートナーとして、互いに協力して共通の課題に取り組むことを意味します。

問4 「地域学校協働活動の機会を提供する事業」とは、具体的にはどのような事業を指しているのでしょうか。

答4 まちづくりや地域行事の取組、放課後・土曜日の学習支援、体験活動など、地域住民と学校の協働による様々な活動の機会を自治体が提供する事業を想定しています。

文部科学省では、「地域学校協働活動推進事業」により、このような事業を行う自治体を支援していますので、積極的に活用ください。

問5 「連携協力体制の整備」は、具体的にはどのような体制を整備すればよいのでしょうか。

答5 それぞれの自治体において、地域や学校の状況を踏まえて、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるように適切な体制を御検討いただくことになります。

例えば、学校と地域が連携・協働するための組織的な体制整備や、地域学校協働活動推進員の確保など様々な方法が考えられますが、文部科学省では、「地域学校協働活動推進事業」により、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申で提言された「地域学校協働本部」の整備に対し自治体を支援していますので、積極的に活用ください。

問6 「普及啓発」とは、具体的にはどのような方法によるのでしょうか。

答6 それぞれの自治体において、地域や学校の状況を踏まえて、幅広い地域住民の皆さまの参画のもと、円滑かつ効果的に地域学校協働活動を実施いただくために適切な普及啓発活動を御検討いただくことになります。

問7 教育委員会が講ずる「必要な措置」とは具体的にはどのような措置でしょうか。

答7 それぞれの自治体において、地域の状況を踏まえて、必要な措置をご検討いただくこととなります。例えば、地域学校協働活動に係る目標、計画の策定や評価の仕組みを定めておくことなどが考えられます。

【第6条第2項関係】

問8 都道府県教育委員会が講ずる「措置」は、具体的にどのような措置でしょうか。

答8 都道府県が設置する学校に関わる地域学校協働活動については、市町村教育委員会と同様です。

この他に、域内の市町村における地域学校協働活動について広域的な観点から支援することが考えられます。

【第9条の7関係】

問9 「地域学校協働活動推進員」は、どのような方に委嘱すればよいのですか。

答9 社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する方であると、自治体において判断できる方について委嘱していただくこととなります。このため、自治体において、例えば、これまでコーディネーターや地域ボランティアとして活動してきた者、PTA 関係者や経験者、退職教職員など、日常的に候補者を把握しておくことが有効です。また、地域学校協働活動の機会を提供する事業は、教育委員会の責任において実施するものですので、委嘱に際しては、問題が生じた場合に学校運営に支障が生じないよう、責任関係等を明確にしておくことが望まれます。

問10 文科省の「地域学校協働活動事業」の「地域コーディネーター」は、「地域学校協働活動推進員」に委嘱しなければならないのですか。

答10 必ずしも、直ちに「地域学校協働活動推進員」に委嘱しなければならないわけではありません。他方、今回の改正は「地域学校協働活動推進員」を教育委員会が委嘱することで、円滑かつ効果的に地域学校協働活動が進むことを目指すものですので、できるだけ速やかに「地域学校協働活動推進員」の委嘱について、検討していただくことが望まれます。なお、従前からの名称（〇〇コーディネーター等）が地域で定着している場合には、呼称としてそうした名称を使用いただくことも可能ですが、委嘱状などの公的な文書や行政説明資料等では、「地域学校協働活動推進員」としていただくことが望まれます。

問11 「地域学校協働活動推進員」は、具体的にはどのような職務に従事するのですか。

答11 教育委員会の施策に協力しつつ、各地域において、地域学校協働活動に関する事項について、住民と学校の情報の共有を図ったり、地域住民等に助言を行います。具体的には、地域学校協働活動の実施にあたり、学校側と連絡・調整したり、地域住民等に協力を呼びかけるなど、コーディネートを行うこととなります。

また、協働の対象となる学校が、学校運営協議会を置いている場合は、その委員となり、学校の運営やこれに必要な支援について、協議に加わる場合があります。

問12 「地域学校協働活動推進員」に委嘱されると、公務員になるのですか

答12 「地域学校協働活動推進員」は、幅広い地域住民等に協力をお願いして、教育委員会が委嘱する性格のものであり、推進員として委嘱されることをもって、公務員になるというものではありません。自治体の実情等により、委嘱の際に別途、処遇等について何らかの規定を設けることは考えられます。個別の事案については、文部科学省生涯学習政策局社会教育課までお問い合わせください。

※ 上記 Q&A は随時更新し、本 HP に掲載します。